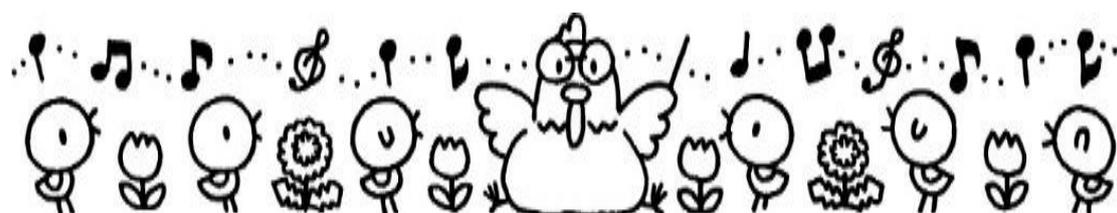


# 阿南市立横見幼稚園重要事項説明書



## 1 施設の目的及び運営の方針

名称		阿南市立横見幼稚園			
所在地		徳島県阿南市横見町上木戸49-1			
連絡先		(施設の電話番号) 0884-22-7635 (施設のFAX番号) 0884-22-7635			
利用 定員	年齢区分	3歳児	4歳児	5歳児	合計
	1号	0人	10人	10人	20人
当園の基本方針		<p>運営規程第1条のとおり 望ましい環境の中で、心身ともに調和のとれた人間性豊かな幼児の育成を図る。</p> <p>○「心の豊かな子ども」をめざして、生きる力となる基礎を培い、集団のもつ教育力を十分に生かしながら、園児一人一人への適切な指導援助に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園教育の重要性を認識し、魅力ある開かれた幼稚園として、主体的教育活動に努める。</li> <li>・豊かな人間教育の基礎づくりをめざし、幼児期の発達を踏まえた教育課程の編成に努める。</li> <li>・幼児にとって必要な体験を考え、自己を発揮できる環境構成・保育実践に努める。</li> <li>・防災や誘拐防止など安全教育を進め、自ら安全行動がとれる態度を育てる。</li> </ul>			

## 2 提供する教育の内容

<p>子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、教育課程に基づき、園児の心身の状況等に応じて、特定教育・保育を提供します。</p> <p>・「心の豊かな子ども」の具現をめざし、いろいろな遊びや体験を通して、豊かな感性・自主性・社会性を育てる。</p>
--

## 3 職員体制(令和6年4月1日 現在)



### (1) 職員の配置状況

職種	員数	職務の内容	氏名
園長	1人	園務をつかさどり、所属職員を監督する。	森 香苗
教諭	2人	園長を助け、園長の命を受け、園務の一部を整理し、園児の教育をつかさどる。	阪本 裕子 阿部 瑞穂
助教諭	1人	教諭の職務を助け、園長の命を受け、園務の一部を整理し、園児の教育をつかさどる。	橘 恵美
預かり保育士	1人	教諭又は助教諭の職務を助け、命を受けて園務の一部を整理し、預かり保育を兼任する。	橘 恵美(兼任)
用務員	1人	園の環境の整備その他の用務に従事する。	島 由香里



(2)学校嘱託医、学校嘱託歯科医

	医療機関の名称	医院長名	電話番号
内科	岸医院	岸 彰	0884-23-0272
耳鼻科	幸田耳鼻咽喉科医院	幸田 純治	0884-24-3387
眼科	賀島眼科	賀島 誠	0884-22-0937
歯科	仁木歯科医院	仁木 均	0884-22-0214

4 提供する日及び時間並びに提供を行わない日

提供する曜日	月曜日から金曜日まで	
教育時間	9:00～14:00(5時間)	
預かり保育	教育を行う日	14:00～17:30
	休業日	8:30～17:30
休業日	日曜日・土曜日・祝日	
	学年始休業日(4月1日～4月7日)	
	夏期休業日(7月21日～8月31日)	
	秋期休業日(10月11日～10月14日)	
	冬期休業日(12月24日～1月6日)	
	学年末休業日(3月25日～3月31日)	
	その他園長が必要と認めた日	

5 利用料等

(1)入園前 販売店にて購入してください。 ※金額は令和6年1月参照

制服 購入費	園児服	3,630円	
	体操服	半袖トレシャツ	1,870円
		ショートパンツ	1,870円
		長袖トレシャツ	3,410円
		トレーニングパンツ	3,410円

(2)入園後

利用者負担

保育料	園児が居住する市町村が定める利用者負担 (保育料:令和元年10月幼児教育・保育の無償化により0円)		
実費徴収	給食費※1	1食当たり	285円
	行事費(日用品費含む)	月額	600円
	材料費	月額	800円
	絵本代(図書費)	月額	600円
	PTA会費	月額	500円
	日本スポーツ振興センター掛金	年額	200円
	新学期用品代(別紙①)参照	入園後集金	別紙2参照

※1 給食費について、園児が阿南市に住所を有している世帯は、給食費の免除を受けることができます。

※ 写真代・遠足バス代等の行事の費用については、適宜実費分を徴収します。

預かり保育	預かり保育材料費 (教材・おやつ・日用品他)	月額	3,700 円		
預かり保育料 ※2(月額)	7月・8月以外の月		市民税非課税世帯	1,800 円	
			所得割 10,000 円以下世帯	3,700 円	
			所得割 10,001 円以上世帯	5,600 円	
	7 月	夏期休業日含む		市民税非課税世帯	2,800 円
				所得割 10,000 円以下世帯	5,600 円
				所得割 10,001 円以上世帯	8,500 円
		夏期休業日のみ		市民税非課税世帯	1,600 円
				所得割 10,000 円以下世帯	3,200 円
				所得割 10,001 円以上世帯	4,800 円
	夏期休業日除く		市民税非課税世帯	1,200 円	
			所得割 10,000 円以下世帯	2,400 円	
			所得割 10,001 円以上世帯	3,700 円	
8 月		市民税非課税世帯	4,800 円		
		所得割 10,000 円以下世帯	9,600 円		
		所得割 10,001 円以上世帯	14,400 円		

※2 預かり保育料について、園児が阿南市に住所を有している世帯のうち、保育の必要性の認定(施設等利用給付認定新2号)を受けた方、園児が第3子以降児の世帯は、申請により預かり保育料の免除を受けることができます。

### (3)支払方法

行事費、材料費、絵本代 預かり保育材料費	集金袋にて毎月集金
PTA会費	集金袋にて4月・10月に6か月分集金
日本スポーツ振興センター掛金 新学期用品購入費	集金袋にて4月に年額集金

## 6 利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

利用決定	阿南市立幼稚園入園許可通知書の交付による
退園理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者から退園の申出があったとき</li> <li>・期間満了によるとき</li> <li>・保育に堪えられない等退園の必要があると阿南市教育委員会が認めたとき</li> <li>・正当な理由なく保育料又は預かり保育料を納入しないとき</li> </ul>
利用に当たっての留意事項	<p>【登園時間】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・8時30分から9時00分</li> <li>※ 当日に欠席、又は登園が遅れる場合は9時までに電話でご連絡ください。</li> <li>※ 園児服を着用して登園してください。(6月から9月除く)</li> </ul>

	<p><b>【降園時間】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・預かり保育を利用しない園児の降園時間 14時00分</li> <li>※ 給食がない日は11時30分降園になります。</li> <li>・預かり保育を利用する園児の降園時間 14時00分から17時30分までの間でご家庭の都合に合わせてお迎えにきてください。</li> <li>※ 降園後の園庭開放(14:00～15:00)に園庭で遊ぶ場合は、保護者の方がお子さんをしっかり見守ってください。</li> </ul> <p><b>【通園方法】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原則保護者が送り迎えをしてください。保護者以外の方が送り迎えをする場合は必ずあらかじめ園に連絡してください。</li> <li>・車での場合、園舎前は交通安全を考慮して、園独自の一方通行をお願いしています。(北から南に流れます。)</li> <li>・14時で降園する時は、園庭まで迎えに来てください。車でのお迎えの方は横見小学校体育館横駐車場をご利用ください。</li> <li>・預かり保育のお迎えは、玄関まで来てください。</li> <li>・十分な駐車スペースが確保できていないため、保護者及び近隣の方々にはご迷惑をおかけしています。お近くの方はできるだけ徒歩又は自転車での送り迎えにご協力お願いいたします。</li> </ul> <p><b>【給食】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年度の給食開始日は次のとおりです。</li> <li>年少児 4月15日</li> <li>年長児 4月11日</li> <li>・アレルギーなどで除去が必要な場合はあらかじめ幼稚園に申し出てください。</li> <li>・給食がない日で預かり保育を利用する園児は、お弁当と水筒を持参してください。</li> </ul> <p><b>【慣らし保育について】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・集団生活が初めてで、慣らし保育を希望される方はお知らせください。ゆっくりと慣らし保育をおこなってから給食を始めます。</li> </ul> <p><b>【園での薬の服用について】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園での服用は、基本お断りしています。その旨をお医者さんに伝えて、相談してください。できるだけ朝と夜の服用にしてもらってください。</li> </ul>
--	---

## 7 連絡手段(まち comi メール)

<p>幼稚園から携帯メールによる連絡手段として「まち comi メール」を使用しています。登録いただいた保護者の方に幼稚園から主に次の事項を周知します。電話連絡等では緊急の連絡に対応できない恐れもありますので、登録のご協力をお願いいたします。</p> <p>※ 個人情報保護の観点より、他の登録者からメールアドレスを見ることはできません。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 臨時休園のお知らせ</li> <li>(2) 不審者情報</li> <li>(3) その他緊急性を有する連絡</li> </ol>
--

## 8 緊急時における対応方法

### (1) 対応方法及び関係機関

<p>(緊急時の対応方法を記載(園児の引渡し方法含む))</p> <p>特定教育・保育の提供中、園児に体調の急変などがあつた場合、すみやかに園児の保護者又は緊急連絡先、その他医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。お迎えについては、原則保護者が迎えにきてください。保護者以外の方が迎えに来る場合は事前に園に連絡してください。</p>
--

### (2) 非常災害対策

防火管理者	園長 森 香苗
消防計画届出年月日	令和6年4月17日
避難訓練	避難及び消火を想定した訓練を月1回実施します。
防災設備	消火器、感知器、防火水バケツ、救助袋を備えています。
避難場所	(第1次避難所) 園舎にすることが危険な場合 園庭 (第2次避難所) 園庭にとどまることが危険と判断した場合 横見小学校駐車場 (第3次避難所) 津波の危険があると判断した場合 横見小学校4階
緊急時の連絡手段	電話、まち comi メールなど

### (3) 警報発令時の登降園について

登園前の場合	登園前に警報(暴風・大雨・洪水・大雪・)が発令された場合は、自宅待機又は避難してください。津波注意報については、臨時休園、または自宅待機か避難場所への避難となります。
9時までに解除あり	まち comi メールで登園時間をお知らせします。 ※ 地域事情により保護者が危険と判断する場合は、幼稚園に電話連絡の上、休ませてください。その際は欠席扱いになりません。
9時までに解除なし	臨時休園になります。
始業前、震度5弱以上の地震が発生した場合	始業前、震度5弱以上の地震が発生した場合は、原則「臨時休業」とします。 午前7時の段階で津波警報・大津波警報が継続している場合は、臨時休業とします。
登園後の場合	まち comi メールでお知らせしますので、お迎えに来てください。 ※ 津波警報の発令の場合は、お知らせより先に第3次避難場所に避難します。 ※ 地域の事情により、保護者が危険と判断する場合は、まち comi メールを待たず、できるだけ早くお迎えに来てください。

## 9 相談・要望・苦情対応

### (1) 窓口

	氏名	職種
相談・苦情受付担当者	森 香苗	園長
相談・苦情解決責任者	森 香苗	園長

### (2) 対応方法

当園は、要望・苦情等を受けた場合には、次の措置を講じます。

- ・話し合いの場及び時間を設け、適切に対応し、改善を図ること。
- ・要望・苦情の内容を記録し、市からの求めがあった場合には、必要な改善を行い、市に報告すること。

## 10 虐待の防止のための措置に関する事項

当園は、園児の人権の擁護・虐待の防止のために次の措置を講じます。

- ・人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備
- ・職員による園児に対する虐待等の行為の禁止
- ・虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施

当園は、教育・保育の提供中に、当園の職員又は保護者等(教育・保育給付認定保護者等園児を現に監護する者)による虐待を受けたと思われる園児を発見した場合は、速やかに、児童虐待の防止等に関する法律に従い、教育・保育給付認定子ども所在市町村及び児童相談所等適切な機関に通告します。

## 11 個人情報の取り扱い

### (1) 管理

特定教育・保育の提供に当たって、職員及び職員であった者が知り得た個人情報や秘密は、厳重に管理します。

### (2) 提供・掲載

次の事項について、保護者の同意を得た場合に限り、教育の提供に当たり知り得た園児の情報、園児の顔写真、氏名、作品及び活動の様子を掲載又は提供します。

- (1) 小学校又はその他の特定教育・保育施設への情報の提供
- (2) 新聞・テレビ等の外部機関への氏名・写真の提供
- (3) 園だより・クラスだよりその他園作成物における写真・氏名の掲載
- (4) 園内における写真の掲示

## 12 その他特定教育・保育の運営に関する重要事項

### ○年間行事

4月	・始業式 ・入園式 ・家庭訪問 ・保育参観・PTA 総会	11月	・秋の遠足(バス遠足) ・横見のまつり
		12月	・生活発表会 ・餅つき
5月	・春の遠足	1月	・個人懇談 ・保育参観
6月	・カレーパーティ	2月	・豆まき ・入園説明会・体験入園
7月	・七夕まつり会	3月	・ひな祭り会 ・お別れ会 ・修了証書授与式 ・終業式
9月	・保幼小合同避難訓練		
10月	・よこみっこ運動会		

- ・行事は感染拡大などにより、変更・中止する場合があります。
- ・毎月実施している行事 身体測定・避難訓練
- ・随時実施する行事 誕生会・おはなし会・交通安全教室

### ○一日の流れ

8:30~9:00 (登園)  
環境にかかわって遊ぶ



11:20 片付け 11:30 (給食)当番活動・食事・片付け  
環境にかかわって遊ぶ

13:30 (降園時の活動)

14:00 (降園)  
預かり保育

17:30

